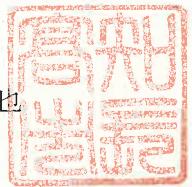


4 観企第 406 号  
令和 5 年 1 月 4 日

総務大臣 松 本 剛 明 様

高知市長 岡 崎 誠 也



### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 20 条第 2 項に基づく報告書

本市は、下記の理由により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 20 条第 1 項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第 2 項により、報告します。

記

#### 第 1 資金不足比率の状況

(単位：%)

	当該年度の前年度 (令和 2 年度)	当該年度 (令和 3 年度)	当該年度の翌年度 (令和 4 年度)
資金不足比率 (国民宿舎運営事業 特別会計)	—	119.5%	※

#### 備考

資金不足比率を「※」と記載しているのは、事業規模が 0 のため、資金不足比率が算定できないことを示す。

#### 第 2 令第 20 条第 1 項に規定する場合に該当すると判断した理由

国民宿舎桂浜荘は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が大幅に減少し、その回復時期について見通しが立たないことから、令和 3 年 9 月末をもって休館した。

現在は施設の今後の在り方を検討するために、国民宿舎利活用検討委託業務の実施を進めており、令和 5 年度末までに方針を決定し、令和 6 年度から方針に対応していく予定である。

令和 4 年度決算においては、営業収益に相当する収入が見込めず、事業規模が 0 となる見込みであるため、資金不足比率が経営健全化基準未満に該当すると判断し、経営健全化計画を定めないこととする。